

平成 25 年度事務事業評価表(一般用)

①事務事業名		部課コード 110300 TEL 2998-9379					
事業コード 110303	街づくり条例に関する事務(開発事業分)		担当部課 開発指導課				
開始年度 平成 3 年度 → 終了年度 平成 年度		グループ 街づくり条例担当					
②事業の概要	事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託+附加					
	分野別計画・指針	なし					
	関連・類似事業	都市計画法に基づく開発許可等に関する事務(開発指導課)					
	根拠法令	所沢市街づくり条例					
総合計画の体系	章 街づくり	節 土地利用	基本方針 合理的な土地利用を推進します				
事業開始の背景	市内の宅地開発や中高層マンション建築の急増に伴い、近隣関係者と開発事業者との日照等に関する建築紛争が増加した。市として都市基盤の整備が追いつかないため市が開発事業者に対し協力を求める基準を整備し、「所沢市開発行為等に関する指導要綱」を制定し、行政指導を行っていたが、法的な限界があり、より実効性を高めるため、指導要綱を踏襲した「所沢市街づくり条例」を平成16年に制定した。その後、平成25年4月に3回目の一部改正を行った。						
③事業の内容	目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)						
	市、市民及び事業者の協働による街づくりの推進、および適正な土地利用を実現する。						
	対象(誰を、何を対象としているのか)	対象数	単位				
①開発事業区域の面積が500㎡以上②中高層建築物③ワンルーム形式建築物④動物霊園							
事業の具体的な内容及び実施方法	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度				
市は、条例に定めた手続きに基づき、開発事業者による開発事業が適正に実施されているか確認する。 ・開発事業者から提出された近隣関係者への事業の説明についての報告書の内容を確認する。 ・開発事業者と近隣関係者の間で、紛争が生じた場合は、市または紛争調停委員会による調整を行う。 ・開発事業者が施設整備の協議を行う。 ・近隣関係者への説明及び施設整備の協議が終了後、市は開発事業者へ承認通知書を交付する。 ・市は、事業の完了時に、承認事項が遵守されているか完了検査を実施する。	89	件	97	件			
④経費	＜会計種別＞	一般会計	平成 23 年度 (千円)	平成 24 年度 (千円)	平成 25 年度 (千円)		
	当初予算		1,092	934	912		
	決算(見込み含む)		224	106			
	(非常勤特別職員) (臨時任用職員)	(0.00 人)	(0.00 人)	(人)	(人)	※「財源内訳」について 平成25年度のみ、当初予算の内訳となっています。	
	正規職員人件費	4.66 人	42,830	4.13 人	36,600		
	事業費合計		43,054	36,706			
財源内訳	一般財源	43,054	36,706	912			
国・県支出金	0						
その他()	0						
⑤実績	項目名	項目説明	単位	H 23	H 24	H25見込み	将来目標
	申請件数	事業の申請件数	件	89	97	100	—
	完了検査件数	完了検査をおこなった件数	件	96	82	100	—
特定行為	特定行為の届出件数	件	9	6	15	—	
⑥成果	項目名	項目説明	単位	H 23	H 24	H25目標値	将来目標
	完了検査済証発行率	条例申請件数に対して完了検査済証を発行した件数の割合	%	100	100	100	100
	目標達成状況	どれだけ目標に近づいているかを達成率として示しています	%	達成率	100	96	100
⑦改善点	平成24年度中に改善した点(どのように改善したか、それにより何がどうなったかを具体的に記載してください)						
	大規模開発事業相談等に対して市が助言指導を行うに当たり、庁内で調整会議を開催したため、より横断的な意見交換を踏まえながら効率的に意見集約ができた。						
⑧評価	評価	事業実施方法(複数選択可)	理由				
	次年度予算	理由					
⑨環境影響	今年度の状況と今後の方向性						
	開発事業申請の増加が見込まれるが、迅速な事務処理に努めつつも開発に伴う近隣関係者等への説明や施設整備基準の遵守など事業者への適正な指導と丁寧な住民対応を行っていく。						
評価日	H25.7.31	評価者職氏名	開発指導課長 秋田 博庸				
有益な環境影響	合理的な土地利用の促進	良好かつ安全な市街地の形成	有害な環境影響を及ぼす原因活動	公用自動車の使用	規制を受ける環境法令等	無	
					緊急事態	無	